



和歌山市公報

令和6年（2024年）10月1日
第1784号

発行所 和歌山市役所
発行日 毎月 1日 15日

目次

【規則】

番号		ページ
52	和歌山市立和歌の浦あしべ庵条例の施行期日を定める規則・・・・・・・・・・	(都市再生課) 2

【告示】

372	自転車等の移動及び保管・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	(まちなみ景観課) 3
373	自転車等の移動及び保管・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	(まちなみ景観課) 4
374	放置自転車等の処分・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	(まちなみ景観課) 5
375	公示送達（令和6年度随時第4期、第1期及び第2期介護保険料督促状）	(介護保険課) 6
376	公示送達（令和6年度後期高齢者医療保険料決定（変更）通知書）	(保険総務課) 7
377	公示送達（令和6年度後期高齢者医療保険料督促状）	(保険総務課) 8
378	身体障害者福祉法の規定による医師の指定・・・・・・・・	(障害者支援課) 9
379	地縁による団体の告示された事項の変更の届出・・・・・・・・	(市民自治振興課) 10
380	瀬戸内海環境保全特別措置法の規定による特定施設の設置許可の申請の概要	(環境政策課) 11
381	瀬戸内海環境保全特別措置法の規定による特定施設の構造等の変更の許可の申請の概要	(環境政策課) 12
382	道路区域の変更及び供用開始・・・・・・・・・・・・・・・・	(道路管理課) 23
383	公示送達（市県民税森林普通徴収督促状、市県民税森林特別徴収督促状、固定資産税・都市計画税督促状及び軽自動車税督促状）	(納税課) 24
384	公示送達（令和6年度第1期及び第2期国民健康保険料督促状）	(国保年金課) 25
385	公示送達（令和5年度及び令和6年度国民健康保険料更正通知書）	(国保年金課) 26

【公告】

○	道路位置の指定・・・・・・・・・・・・・・・・	(建築指導課) 27
○	所有者等の所在が明らかでない土地に係る筆界案の作成	(地籍調査課) 28
○	道路位置の指定・・・・・・・・・・・・・・・・	(建築指導課) 29
○	国土調査法の規定による地籍調査の結果に基づく地図及び簿冊の閲覧	(地籍調査課) 30
○	開発行為に関する工事の完了・・・・・・・・	(都市計画課) 31
○	道路位置の指定・・・・・・・・・・・・・・・・	(建築指導課) 32
○	和歌山農業振興地域整備計画案の縦覧	(農林水産課) 33
○	市有財産売却公告・・・・・・・・	(用地課) 34

【企業局告示】

34	和歌山市企業局指定給水装置工事事業者として指定を受けた者	(企業総務課) 36
35	和歌山市企業局指定給水装置工事事業者として指定の更新がされた者	(企業総務課) 37

和歌山市立和歌の浦あしべ庵条例の施行期日を定める規則を公布する。

令和6年9月27日

和歌山市長 尾花正啓

和歌山市規則第52号

和歌山市立和歌の浦あしべ庵条例の施行期日を定める規則

和歌山市立和歌の浦あしべ庵条例（令和6年条例第29号）の施行期日は、令和6年9月29日とする。

（令和6年9月27日揭示済）

和歌山市告示第372号

和歌山市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年条例第9号）第9条第2項の規定に基づき、放置禁止区域内に放置されていた自転車等を移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示する。

令和6年9月18日

和歌山市長 尾花正啓

1 放置されていた場所及び移動し、保管した年月日

放置されていた場所	移動し、保管した年月日
J R和歌山駅中央口周辺自転車等放置禁止区域	令和6年9月4日、同月7日及び同月13日
J R和歌山駅東口周辺自転車等放置禁止区域	令和6年9月5日
南海和歌山市駅前周辺自転車等放置禁止区域	令和6年9月3日、同月4日及び同月12日
南海和歌山大学前駅周辺自転車等放置禁止区域	令和6年9月3日

2 移動し、保管した理由

和歌山市自転車等の放置の防止に関する条例第9条第2項に該当したため

3 保管場所

名称 紀和駅前自転車等保管所
 所在地 和歌山市宇治家裏167番1
 電話 422-4100

4 返還を受けるために必要なもの

- (1) 自転車等の鍵
- (2) 住所及び氏名を確認できるもの
- (3) 費用

自 転 車	1台につき	2,500円
原動機付自転車 普通自動二輪車 大型自動二輪車	1台につき	4,000円

5 返還できる日時等

(1) 返還日

月曜日から土曜日までの日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日までの日を除く。）

(2) 返還時間

午前9時から午後6時まで

(3) その他

(1) 及び (2) にかかわらず、天災地変により返還できないときもある。

6 問い合わせ先

和歌山市 都市建設局 都市計画部 まちなみ景観課 電話435-1082

(令和6年9月18日揭示済)

和歌山市告示第373号

和歌山市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年条例第9号）第9条の2第2項の規定に基づき、放置禁止区域外に放置されていた自転車等を移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示する。

令和6年9月18日

和歌山市長 尾花正啓

1 放置されていた場所及び移動し、保管した年月日

放置されていた場所	移動し、保管した年月日
和歌山市内一円市道上、無料駐輪場及び木本連絡所	令和6年9月4日及び同月5日

2 移動し、保管した理由

和歌山市自転車等の放置の防止に関する条例第9条の2第2項に該当したため

3 保管場所

名称 紀和駅前自転車等保管所

所在地 和歌山市宇治家裏167番1

電話 422-4100

4 返還を受けるために必要なもの

(1) 自転車等の鍵

(2) 住所及び氏名を確認できるもの

(3) 費用

自転車	1台につき	2,500円
原動機付自転車 普通自動二輪車 大型自動二輪車	1台につき	4,000円

5 返還できる日時等

(1) 返還日

月曜日から土曜日までの日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日までの日を除く。）

(2) 返還時間

午前9時から午後6時まで

(3) その他

(1) 及び (2) にかかわらず、天災地変により返還できないときもある。

6 問い合わせ先

和歌山市 都市建設局 都市計画部 まちなみ景観課 電話435-1082

(令和6年9月18日揭示済)

和歌山市告示第374号

和歌山市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年条例第9号）第10条第3項の規定に基づき、利用者又は所有者から引取りのない自転車等を次のとおり処分するので、同条第4項の規定により告示する。

令和6年9月18日

和歌山市長 尾花正啓

1 処分理由

移動し、保管した旨を告示した日から起算して90日を経過したが、引取りがないため

2 処分年月日

令和6年9月19日

3 処分自転車等の放置されていた場所、移動し、保管した年月日及び移動し、保管した旨を告示した年月日

放置されていた場所	移動し、保管した年月日	移動し、保管した旨を告示した年月日
J R和歌山駅中央口周辺自転車等放置禁止区域	令和6年6月8日	令和6年6月19日
J R六十谷駅周辺自転車等放置禁止区域	令和6年6月10日	令和6年6月19日
和歌山市内一円市道上、無料駐輪場	令和6年6月3日、同月4日、同月6日、同月10日及び同月12日	令和6年6月19日

4 処分自転車等の保管場所

名称 紀和駅前自転車等保管所

所在地 和歌山市宇治家裏167番1

電話 422-4100

(令和6年9月18日揭示済)

和歌山市告示第 375 号

次に係る別紙の者は、その住所及び居所が明らかでないため介護保険料督促状の送達ができないので、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 143 条において準用する地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 の規定により告示する。

なお、送達すべき介護保険料督促状は、介護保険課において保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

令和 6 年 9 月 19 日

和歌山市長 尾 花 正 啓

年度	期別	種別	備考
令和 6 年度	随時第 4 期 第 1 期 第 2 期	介護保険料	督促状の指定納付期限を令和 6 年 9 月 30 日に変更する。

(別紙省略)

(令和 6 年 9 月 19 日揭示済)

和歌山市告示第376号

次に係る別紙の者は、その住所及び居所が明らかでないため後期高齢者医療保険料決定（変更）通知書が送達できないので、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第112条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

なお、送達すべき後期高齢者医療保険料決定（変更）通知書は、保険総務課において保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

令和6年9月20日

和歌山市長 尾花正啓

年度	種別
令和6年度	後期高齢者医療保険料

(別紙省略)

(令和6年9月20日揭示済)

和歌山市告示第 377 号

次に係る別紙の者は、その住所及び居所が明らかでないため後期高齢者医療保険料督促状が送達できないので、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）第 112 条において準用する地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 の規定により告示する。

なお、送達すべき後期高齢者医療保険料督促状は、保険総務課において保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

令和 6 年 9 月 20 日

和歌山市長 尾花正啓

年度	種別	備考
令和 6 年度	後期高齢者医療保険料	納期は、令和 6 年 10 月 7 日に変更する。

(別紙省略)

(令和 6 年 9 月 20 日揭示済)

和歌山市告示第378号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師を指定したので、和歌山市身体障害者福祉法に関する規則（平成15年規則第11号）第4条の規定により次のとおり告示する。

令和6年9月20日

和歌山市長 尾花正啓

氏名	診療科目	診断する障害の種類	医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
向阪 彰	内科	肢体不自由	内科・生活習慣病 くらしクリニック	和歌山市東蔵前丁39 キーノ和歌山3階	令和6年 9月1日

(令和6年9月20日揭示済)

和歌山市告示第 3 7 9 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 1 項の規定により、地縁による団体の告示された事項の変更の届出があったので、同条第 1 0 項の規定により、次のとおり告示する。

令和 6 年 9 月 2 6 日

和歌山市長 尾 花 正 啓

（登載省略）

（令和 6 年 9 月 2 6 日 掲 示 済）

和歌山市告示第380号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定による特定施設の設置許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和6年 9月26日

和歌山市長 尾花正啓

1 申請の概要

(1) 申請者の名称及び住所並びに代表者の氏名

エヌシー環境株式会社

和歌山市湊1342番地

代表取締役社長 山口 悦司

(2) 工場又は事業場の名称及び所在地

エヌシー環境株式会社

和歌山市湊1342番地

(3) 特定施設の種類

水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第1第27号ヌに掲げる廃ガス洗浄施設

(4) 特定施設に関する事項

新たに特定施設を設置する。別表第1のとおり

(5) 汚水等の処理に関する事項

新たな特定施設からの汚水は産廃処理

(6) 排出水の汚染状態及び量

別表第2のとおり

2 縦覧の期間及び場所

(1) 期間

令和6年 9月26日から令和6年10月17日まで

(2) 場所

和歌山市七番丁23番地 和歌山市役所6階 和歌山市市民環境局環境部環境政策課

別表第1 特定施設に関する事項

区分	新設		
特定施設番号及び名称	第27号ヌ 廃ガス洗浄施設		
構造	FRP		
主要寸法	1,000mm×1,300mm×3,600mm		
能力	1.5kW		
1日当たりの使用時間	8時間		
使用の季節的変動の有無	なし		
排出水の汚染状態	項目	通常	最大
	pH	< 1	< 1
	COD (mg/L)	1	1
	SS (mg/L)	1	1
	n-ヘキサン抽出物質 (mg/L)	ND	ND
	全窒素 (mg/L)	1	1
	全リン (mg/L)	1	1
汚水等の1日当たりの量 (m ³)	0	0.001	

備考	産廃処理
----	------

別表第2 排出水の汚染状態及び量

排出水の汚染状態	区分	既設	
		No.1 総合排水	
	項目	通常	最大
	pH	6.7	8.0
	COD (mg/L)	7.0	11.0
	SS (mg/L)	7.0	15.0
	n-Hex (mg/L)	0.2	0.2
	T-N (mg/L)	3.3	5.9
	T-P (mg/L)	0.72	1.24
	排出水の1日当たりの量 (m ³)	4,437	4,950
備考	設置に伴う変更はありません。		

(令和6年9月26日揭示済)

和歌山市告示第381号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第8条第1項の規定による特定施設の構造等の変更の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。

なお、この特定施設の構造等を変更することが環境に及ぼす影響についての調査結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和6年 9月26日

和歌山市長 尾花正啓

1 申請の概要

(1) 申請者の名称及び住所並びに代表者の氏名

エヌシー環境株式会社
和歌山市湊1342番地
代表取締役社長 山口悦司

(2) 工場又は事業場の名称及び所在地

エヌシー環境株式会社
和歌山市湊1342番地

(3) 特定施設の種類

変更なし

(4) 特定施設に関する事項

別表第1のとおり

(5) 汚水等の処理に関する事項

別表第2のとおり

(6) 排出水の汚染状態及び量

別表第3のとおり

2 縦覧の期間及び場所

(1) 期間

令和6年 9月26日から令和6年10月17日まで

(2) 場所

和歌山市七番丁23番地 和歌山市役所6階 和歌山市市民環境局環境部環境政策課

別表第1 特定施設に関する事項

区分	変更前 (B-1・2・3C)	変更後
特定施設番号及び名称	第27号ハ 亜硫酸ガス冷却洗浄施設	同左
構造	No.1 SS400+ゴムライ+フォームグラス+耐火レンガ No.2 SS400+ゴムライ+耐火レンガ No.3 SS400+ゴムライ	同左
主要寸法	No.1 内径 1,616mmφ×6,000mmH No.2 内径 1,620mmφ×4,500mmH No.3 内径 1,900mmφ×4,500mmH	同左
能力	入口ガス温度 750℃ 出口ガス温度 55℃ 8,000Nm ³ /h	同左
1日当たりの使用時間	24時間	同左
使用の季節的変動の有無	なし	同左
排出項目	区分 通常 最大	通常 最大

水の汚染状態	pH	2.1	2.0	2.1	2.0
	COD (mg/L)	50	100	80	160
	SS (mg/L)	20	40	30	50
	n-ヘキサン抽出物質 (mg/L)	0.8	0.8	0.8	0.8
	全窒素 (mg/L)	30	40	10	20
	全リン (mg/L)	0.5	1.5	2.0	3.0
汚水等の1日当たりの量 (m ³)		550	600	550	600
備考					

区分	変更前 (C-1・2・3C)		変更後		
特定施設番号及び名称	第27号ハ 亜硫酸ガス冷却洗浄施設		同左		
構造	No. 1 SS400+ゴムライ+フォームグラス+耐火レンガ No. 2 SS400+ゴムライ+耐火レンガ No. 3 SS400+ゴムライ		同左		
主要寸法	No. 1 内径 1,616mmφ×6,000mmH No. 2 内径 1,620mmφ×4,500mmH No. 3 内径 1,900mmφ×4,500mmH		同左		
能力	入口ガス温度 600℃ 出口ガス温度 55℃ 8,000Nm ³ /h		同左		
1日当たりの使用時間	24時間		同左		
使用の季節的変動の有無	なし		同左		
排出水の汚染状態	項目 \ 区分	通常	最大	通常	最大
	pH	2.1	2.0	2.1	2.0
	COD (mg/L)	50	100	80	160
	SS (mg/L)	20	40	30	50
	n-ヘキサン抽出物質 (mg/L)	0.8	0.8	0.8	0.8
	全窒素 (mg/L)	30	40	10	20
	全リン (mg/L)	0.5	1.5	2.0	3.0

汚水等の1日当たりの量 (m ³)	400	500	550	600
備考				

区分	変更前 (TW-1001)		変更後		
特定施設番号及び名称	第27号ヌ 廃ガス洗浄施設		同左		
構造	FRP		同左		
能力	塩化水素 150 mg/m ³ →15mg/m ³ 以下		同左		
1日当たりの使用時間	1時間/回 3回/日		同左		
使用の季節的変動の有無	なし		同左		
排出水の汚染状態	項目 \ 区分	通常	最大	通常	最大
	pH	<1	<1	<1	<1
	COD (mg/L)	1	2	1	2
	SS (mg/L)	1	1	1	1
	n-ヘキサン抽出物質 (mg/L)	ND	ND	ND	ND
	全窒素 (mg/L)	ND	ND	ND	ND
	全リン (mg/L)	ND	ND	ND	ND
汚水等の1日当たりの量 (m ³)	3	3	3	4	
備考	産廃処理		排水処理設備へ排出		

区分	変更前 (TW-1002)		変更後		
特定施設番号及び名称	第27号ヌ 廃ガス洗浄施設		同左		
構造	FRP		同左		
能力	塩化水素 150 mg/m ³ →15mg/m ³ 以下		同左		
1日当たりの使用時間	1時間/回 3回/日		同左		
使用の季節的変動の有無	なし		同左		
排出水の汚染状態	項目 \ 区分	通常	最大	通常	最大
	pH	<1	<1	<1	<1
	COD (mg/L)	1	2	1	2
	SS (mg/L)	1	1	1	1

n-ヘキサン抽出物質 (mg/L)	ND	ND	ND	ND
全窒素 (mg/L)	ND	ND	ND	ND
全磷 (mg/L)	ND	ND	ND	ND
汚水等の1日当たりの量 (m ³)	3	3	3	4
備考	産廃処理		排水処理設備へ排出	

区分	変更前 (TW-201)		変更後		
特定施設番号及び名称	第27号ハ 亜硫酸ガス冷却洗浄施設		同左		
構造	本体 FRP+耐酸レガ 前室 SS400+Pb+テフロン 耐酸レガ内張		同左		
主要寸法	内径 1,400mmφ×9,000mmH		同左		
能力	入口ガス温度 420℃ 出口ガス温度 70℃ 8,000Nm ³ /h		同左		
1日当たりの使用時間	24時間		同左		
使用の季節的変動の有無	なし		同左		
排出水の汚染状態	項目	通常	最大	通常	最大
	pH	1.5	0.5	1.5	0.5
	COD (mg/L)	2	5	3,300	4,500
	SS (mg/L)	20	40	3	5
	n-ヘキサン抽出物質 (mg/L)	ND	ND	ND	ND
	全窒素 (mg/L)	30	40	10	15
	全磷 (mg/L)	0.1	0.3	ND	ND
汚水等の1日当たりの量 (m ³)	14	14	20	22.5	
備考	産廃処理		排水処理設備へ排出		

区分	変更前 (EP-201)		変更後	
特定施設番号及び名称	第27号ハ 亜硫酸ガス冷却洗浄施設		同左	

構造	本体 FRP 集酸極 導電性FRP 放電極 Pb+Cr	同左			
主要寸法	2,400mm×7,950mmH	同左			
能力	50kV 60mA 8,000Nm ³ /h	同左			
1日当たりの使用時間	24時間	同左			
使用の季節的変動の有無	なし	同左			
排出水の汚染状態	区分	通常	最大	通常	最大
	項目				
	pH	1.5	0.5	1.5	0.5
	COD (mg/L)	2	5	470	650
	SS (mg/L)	20	40	15	40
	n-ヘキサン抽出物質 (mg/L)	ND	ND	ND	ND
	全窒素 (mg/L)	30	40	30	65
全磷 (mg/L)	0.1	0.3	48	84	
汚水等の1日当たりの量 (m ³)	1	1	20	25	
備考	産廃処理	排水処理設備へ排出			

区分	変更前 (TW-501・502)	変更後			
特定施設番号及び名称	第27号ヌ 廃ガス洗浄施設	同左			
構造	本体 SUS316+FRP 分散管 SUS316 トレイ SUS316+充填物 (ダイヤモンドリング) デミスター SUS316	同左			
主要寸法	多孔板塔 900mmφ×10,000mmH 充填塔 1,400mmφ×6,000mmH	同左			
能力	入ガス濃度 1,624ppm 出ガス濃度 (SO _x) 40ppm 除去率 97.5%	同左			
1日当たりの使用時間	24時間	同左			
使用の季節的変動の有無	なし	同左			
排出	区分	通常	最大	通常	最大
	項目				

水の汚染状態	pH	6.8	6.2	6.8	6.2
	COD (mg/L)	5,000	6,000	3,300	4,500
	SS (mg/L)	3	5	3	5
	n-ヘキサン抽出物質 (mg/L)	ND	ND	ND	ND
	全窒素 (mg/L)	40	50	10	15
	全リン (mg/L)	0.5	1	ND	ND
汚水等の1日当たりの量 (m ³)		4	4	20	22.5
備考		産廃処理		排水処理設備へ排出	

区分		変更前 (2TW-201)		変更後	
特定施設番号及び名称		第27号ハ 亜硫酸ガス冷却洗浄施設		同左	
構造		本体 FRP+耐酸レガ 前室 SS400+Pb+テフロン 耐酸レガ内張		同左	
主要寸法		内径 1,400mmφ×9,200mmH		同左	
能力		入口ガス温度 420℃ 出口ガス温度 70℃ 8,000Nm ³ /h		同左	
1日当たりの使用時間		24時間		同左	
使用の季節的変動の有無		なし		同左	
排水水の汚染状態	項目	通常	最大	通常	最大
		区分		通常	最大
	pH	1.5	0.5	1.5	0.5
	COD (mg/L)	2	5	250	320
	SS (mg/L)	20	40	10	60
	n-ヘキサン抽出物質 (mg/L)	ND	ND	ND	ND
	全窒素 (mg/L)	30	40	4	10
全リン (mg/L)	0.1	0.3	10	20	
汚水等の1日当たりの量 (m ³)		14	14	58	62
備考		産廃処理		排水処理設備へ排出	

区分	変更前 (2EP-201)		変更後		
特定施設番号及び名称	第27号ル 湿式集じん施設		同左		
構造	本体 FRP 集酸極 導電性FRP 放電極 Pb+Cr		同左		
主要寸法	2,400mm×1,700mm×7,950mm		同左		
能力	50kV 60mA 8,000Nm ³ /h		同左		
1日当たりの使用時間	24時間		同左		
使用の季節的変動の有無	なし		同左		
排出水の汚染状態	項目 \ 区分	通常	最大	通常	最大
	pH	1.5	0.5	1.5	0.5
	COD (mg/L)	2	5	470	650
	SS (mg/L)	20	40	15	40
	n-ヘキサン抽出物質 (mg/L)	ND	ND	ND	ND
	全窒素 (mg/L)	30	40	30	65
	全リン (mg/L)	0.1	0.3	48	84
汚水等の1日当たりの量 (m ³)	1	1	20	25	
備考	産廃処理		排水処理設備へ排出		

区分	変更前 (SC-160)		変更後		
特定施設番号及び名称	第27号ヌ 塵ガス洗浄施設		同左		
構造	円筒型FRP型 循環タンク 370L 付属		同左		
主要寸法	550mmφ×3,185mmH		同左		
能力	10m ³ /min		同左		
1日当たりの使用時間	8時間		同左		
使用の季節的変動の有無	なし		同左		
排出水の	項目 \ 区分	通常	最大	通常	最大
	pH	7	7	7	7

汚染状態	COD (mg/L)	1	1	1	1
	SS (mg/L)	1	1	1	1
	n-ヘキサン抽出物質 (mg/L)	ND	ND	ND	ND
	全窒素 (mg/L)	ND	ND	ND	ND
	全磷 (mg/L)	ND	ND	ND	ND
汚水等の1日当たりの量 (m ³)		0	1	0	1
備考		産廃処理		排水処理設備へ排出	

別表第2 汚水等の処理に関する事項

施設名		No.1 工程排水中和処理施設（変更前）				No.1 工程排水中和処理施設（変更後）			
構造		FRP製				同左			
主要寸法		1,200mmφ×7,700mmH				同左			
能力		600m ³ /日				800m ³ /日			
処理の方式		脱却+中和				同左			
1日当たりの使用時間		24時間				同左			
使用の季節的変動の有無		なし				同左			
汚水等の汚染状態	区分	通常		最大		通常		最大	
		処理前	処理後	処理前	処理後	処理前	処理後	処理前	処理後
	項目	2.1	6.3	2.0	8.0	2.1	6.3	2.0	8.0
	pH	2.1	6.3	2.0	8.0	2.1	6.3	2.0	8.0
	COD (mg/L)	50	26	100	30	204	20	327	33
	SS (mg/L)	20	20	40	40	28	28	48	48
	n-Hex (mg/L)	0.8	0.8	0.8	0.8	0.7	0.7	0.7	0.7
T-N (mg/L)	30	30	40	40	9.8	9.1	20.9	19.4	
T-P (mg/L)	0.5	0.5	1.5	1.5	3.78	3.48	6.62	6.09	
汚水等の1日当たりの量 (m ³)		550	550	600	600	622	622	683	683

施設名		No.2 工程排水中和処理施設（変更前）		No.2 工程排水中和処理施設（変更後）	
構造		FRP製		同左	
主要寸法		1,200mmφ×7,700mmH		同左	
能力		800m ³ /日		同左	

処理の方式	脱却		同左						
1日当たりの使用時間	24時間		同左						
使用の季節的変動の有無	なし		同左						
汚水等の汚染状態	区分	通常		最大		通常		最大	
		項目	処理前	処理後	処理前	処理後	処理前	処理後	処理前
	pH	2.1	6.3	2.0	8.0	2.1	6.3	2.0	8.0
	COD (mg/L)	50	26	100	30	204	20	327	33
	SS (mg/L)	20	20	40	40	28	28	48	48
	n-Hex (mg/L)	0.8	0.8	0.8	0.8	0.7	0.7	0.7	0.7
	T-N (mg/L)	30	30	40	40	9.8	9.1	20.9	19.4
	T-P (mg/L)	0.5	0.5	1.5	1.5	3.78	3.48	6.62	6.09
汚水等の1日当たりの量 (m ³)	400	400	500	500	622	622	683	683	

施設名	工程排水凝集沈殿処理施設（変更前）		工程排水凝集沈殿処理施設（変更後）						
構造	鉄製+FRP製 50m ³		FRP製 100m ³						
主要寸法	3,300mmφ×6,000mmH		4,942mmφ×6,050mmH						
能力	1,100m ³ /日		2,000m ³ /日						
処理の方式	凝集沈殿		同左						
1日当たりの使用時間	24時間		同左						
使用の季節的変動の有無	なし		同左						
汚水等の汚染状態	区分	通常		最大		通常		最大	
		項目	処理前	処理後	処理前	処理後	処理前	処理後	処理前
	pH	6.3	6.5	8.0	8.0	6.3	6.5	8.0	8.0
	COD (mg/L)	26	26	30	30	20.4	16.3	32.7	26.2
	SS (mg/L)	20	20	40	40	28	22	48	39
	n-Hex (mg/L)	0.8	0.8	0.8	0.8	0.7	0.7	0.7	0.7
	T-N (mg/L)	30	30	40	40	9.1	9.1	19.4	19.4
	T-P (mg/L)	0.5	0.5	1.5	1.5	3.48	2.43	6.09	4.26
汚水等の1日当たりの量 (m ³)	950	950	1,100	1,100	1,244	1,244	1,366	1,366	

施設名	No.3 工程排水中和処理施設（変更前）	No.3 工程排水中和処理施設（変更後）
構造	FRP製 34m ³	同左

主要寸法	3,000mm×9,500mm×1,200mmH		同左						
能力	1,400m ³ /日		2,000m ³ /日						
処理の方式	中和		同左						
1日当たりの使用時間	24時間		同左						
使用の季節的変動の有無	なし		同左						
汚水等の汚染状態	区分	通常		最大		通常		最大	
		項目	処理前	処理後	処理前	処理後	処理前	処理後	処理前
	pH	6.5	6.7	8.0	8.0	6.5	6.7	8.0	8.0
	COD (mg/L)	26	26	30	30	16.3	16.3	26.2	26.2
	SS (mg/L)	20	20	40	40	22	22	39	39
	n-Hex (mg/L)	0.8	0.8	0.8	0.8	0.7	0.7	0.7	0.7
	T-N (mg/L)	30	30	40	40	9.1	9.1	19.4	19.4
	T-P (mg/L)	0.5	0.5	1.5	1.5	2.43	2.43	4.26	4.26
汚水等の1日当たりの量 (m ³)	950	950	1,100	1,100	1,244	1,244	1,366	1,366	

別表第3 排出水の汚染状態及び量

排出水の汚染状態	区分	既設		既設	
		No.1 総合排水 (変更前)		No.1 総合排水 (変更後)	
	項目	通常	最大	通常	最大
	pH	6.7	8.0	6.7	8.0
	COD (mg/L)	9.6	15.9	7	11
	SS (mg/L)	12	37	7	15
	n-Hex (mg/L)	0.8	1.0	0.2	0.2
T-N (mg/L)	9.0	17.3	3.3	5.9	
T-P (mg/L)	0.31	1.10	0.72	1.24	
排出水の1日当たりの量 (m ³)	4,345	4,950	4,437	4,950	
備考					

(令和6年9月26日揭示済)

和歌山市告示第 3 8 2 号

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条の規定に基づき、道路区域を次のように変更し、令和 6 年 9 月 2 6 日から供用を開始する。

その関係図面は、和歌山市都市建設局道路河川部道路管理課において告示の日から 1 4 日間一般の縦覧に供する。

令和 6 年 9 月 2 6 日

和歌山市長 尾 花 正 啓

整理番号	路線名	区域変更の区間	旧 新 別	延長 (m)	幅員 (m)
1 6 - 9 0	宮前 9 0 号線	和歌山市新中島 1 0 2 番 3 地先 ～ 和歌山市新中島 1 0 1 番 1 地先	旧	5 . 4 8	4 . 2 0
			新	5 . 4 8	5 . 0 5

(令和 6 年 9 月 2 6 日 掲 示 済)

和歌山市告示第383号

市県民税森林普通徴収督促状、市県民税森林特別徴収督促状、固定資産税・都市計画税督促状及び軽自動車税（種別割）督促状を別紙の者に送付したところ、住所又は居所が明らかでないため送達できないので和歌山市税条例（昭和29年条例第30号）第16条の規定により告示する。

なお、送達すべき督促状は、納税課において保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

令和6年9月30日

和歌山市長 尾花正啓

（別紙省略）

（令和6年9月30日揭示済）

和歌山市告示第384号

次に係る別紙の者は、その住所及び居所が明らかでないため、督促状の送達ができないので、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

なお、督促状は、国保年金課において保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

令和6年9月30日

和歌山市長 尾花正啓

年度	期（月）別	種別	備考
令和6年度	第1期	国民健康保険料	督促状の指定納期限を令和6年10月10日に変更する。
	第2期		

（別紙省略）

（令和6年9月30日揭示済）

和歌山市告示第 385 号

次の書類に係る別紙の者は、その住所及び居所が明らかでないためその書類の送達ができないので、国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）第 78 条において準用する地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 の規定により告示する。

なお、送達すべき書類は、国保年金課において保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

令和 6 年 9 月 30 日

和歌山市長 尾 花 正 啓

年 度	種 別	備 考
令和 5 年度	国民健康保険料更正通知書	納期は、令和 6 年 10 月 24 日に 変更する。
令和 6 年度	国民健康保険料更生通知書	納期は、令和 6 年 10 月 24 日に 変更する。

（別紙省略）

（令和 6 年 9 月 30 日 掲 示 済）

公 告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第2項の道路の指定を次のとおり変更したので、公告する。

令和6年9月18日

和歌山市長 尾花正啓

整理番号	指定の年月日	新旧	指定道路の位置	指定道路の幅員及び延長
18-11a	昭和46年4月1日	新	和歌山市今福一丁目102番1の内、102番2、104番1の内、104番2、105番1の内、105番2の内、111番1の内、111番2、114番1の内、114番2の内、114番4の内、114番6の内、114番8、117番の内、121番3の内、121番4、124番1の内、124番2、125番1の内、125番3、86番の内、87番2の内、89番1の内、90番2の内、92番1の内、92番2、93番1の内、93番2、97番1の内、97番2、98番1の内、98番2、99番1の内、99番3の内、99番4、99番5、121番3の先、121番4の先、125番1の先、125番3の先、99番1の先	幅員 4.0m 延長 104.55m
		旧	和歌山市今福一丁目102番1の内、102番2、104番1の内、104番2、105番1の内、105番2の内、111番1の内、111番2、114番1の内、114番2の内、114番4の内、114番6の内、114番8、117番の内、121番3の内、121番4、124番1の内、124番2、125番1の内、125番3、86番の内、87番2の内、89番1の内、90番2の内、92番1の内、92番2、93番1の内、93番2、97番1の内、97番2、98番1の内、98番2、99番1の内、99番3の内、99番4、99番5、121番3の先、121番4の先、125番1の先、125番3の先、99番1の先	幅員 4.0m 延長 121.00m

(令和6年9月18日揭示済)

公告

土地の所有者等の所在が明らかでなく土地の所有者等の確認を得ることができないため、地籍調査作業規程準則（昭和 3 2 年総理府令第 7 1 号）第 3 0 条第 2 項の規定により筆界案を作成したので、同条第 5 項の規定により公告する。

令和 6 年 9 月 2 0 日

和歌山市長 尾 花 正 啓

- 1 土地の所在・地番
和歌山市本脇字弓場坪 2 8 4 番 4
和歌山市本脇字弓場坪 2 8 4 番 5
- 2 筆界案を確認することができる場所
名称 和歌山市都市建設局建設総務部地籍調査課
所在地 和歌山市七番丁 1 1 番地 1 アラスカビル 2 階
電話 0 7 3 - 4 3 5 - 1 0 7 5
- 3 筆界案を確認することができる者
1 に記載した土地の所有者その他の利害関係人又はこれらの者の代理人
- 4 筆界案の作成者
和歌山市
- 5 3 に記載した者は、公告の日から 2 0 日間（ただし、期間の末日が休日に当たるときは、その翌日までの間）意見を申し出ることができる。なお、当該期間を経過しても申出がないときは、3 に記載した者の確認を得ずに調査を行う。

（令和 6 年 9 月 2 0 日 掲 示 済）

公 告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号による道路の位置を次のとおり指定する。

令和6年9月20日

和歌山市長 尾花正啓

指定年月日 指定番号	地名地番	申請者住所氏名	道路幅員×延長 総延長
令和6年9月18日 和建指第2766号	和歌山市鳴神字小楠52番1、52番9、52番10、52番11、52番13、52番4の一部、52番7の一部	和歌山市太田一丁目9番18号 株式会社 恵昭不動産 代表取締役 太田 恵示	6.00m × 0.99m 5.00m × 30.09m 5.00m × 24.20m 55.28m

(令和6年9月20日揭示済)

公 告

和歌山市小豆島・田屋の各一部地域内の土地について、国土調査法（昭和26年法律第180号）による地籍調査の結果に基づき地図及び簿冊を作成したので、同法第17条第1項の規定により公告する。

なお、当該地図及び簿冊を次のとおり一般の閲覧に供する。

令和6年9月24日

和歌山市長 尾花正啓

- 1 地図及び簿冊の名称 地籍図原図及び地籍簿案
- 2 閲覧期間 令和6年9月24日から同年10月15日まで（21日間）
- 3 閲覧場所 和歌山市北コミュニティセンター（和歌山市直川326-7）及び和歌山市役所 地籍調査課（和歌山市七番丁11-1アラスカビル2階）
- 4 閲覧の結果、誤り等があると認める場合は、閲覧期間内に、当該調査を行った者に対し、その旨の申出をすることができる。
- 5 誤り等申出書の用紙は、請求があれば閲覧場所で交付する。
- 6 閲覧は、北コミュニティセンターにおいては令和6年9月24日から同年10月2日までの間（9月27日及び9月29日を除く。）、午前9時30分から午後4時までとする。和歌山市役所 地籍調査課においては同年10月3日から同月15日までの間（同月5日、同月6日、同月12日、同月13日、及び同月14日を除く。）、午前9時から午後5時までとする。

（令和6年9月24日揭示済）

公 告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定に基づき公告する。

令和6年9月24日

和歌山市長 尾花正啓

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
和歌山市吹上三丁目3番1の一部（第1工区）	大阪府岸和田市土生町一丁目4番23号 フジ住宅株式会社 代表取締役 宮脇宣綱

（令和6年9月24日揭示済）

公 告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号による道路の位置を次のとおり指定する。

令和6年9月24日

和歌山市長 尾花正啓

指定年月日 指定番号	地名地番	申請者住所氏名	道路幅員×延長 総延長
令和6年9月19日 和建指第2755号	和歌山市園部字焼魚1348番15、1348番16、1348番17、1360番1、1360番27	大阪府泉佐野市松風台二丁目2番3号 有限会社 美翔ホーム 代表取締役 岸本 俊二	6.00m × 39.02m 39.02m

(令和6年9月24日掲示済)

公 告

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第1項の規定により和歌山農業振興地域整備計画を令和6年10月1日に変更したので、同条第4項において準用する同法第12条の規定により公告し、当該変更後の和歌山農業振興地域整備計画を和歌山市産業交流局農林水産部農林水産課において縦覧に供する。

令和6年10月1日

和歌山市長 尾花正啓

（令和6年10月1日掲示済）

市有財産（土地）の売却について、次のとおり一般競争入札に付するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により公告する。

令和6年10月1日

和歌山市長 尾花正啓

1 入札により売却する物件

物件番号	所在、地番	地目	地積	最低入札予定価格
1	和歌山市平井字白地免847番1	宅地	61.83㎡	556,000円
2	和歌山市平井字西垣内445番2	宅地	43.89㎡	334,000円
3	和歌山市平井字西垣内451番1	宅地	81.09㎡	875,000円
備考：現状有姿のままでの売却。 個人の給水管が布設されているおそれがあります。				

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

入札参加資格者は、「平井地区内における旧地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和62年法律第22号）第2条に規定する地域改善対策特定事業の協力者」等の個人とします（親族2人以上の連名による入札参加も可能とします。）。

ただし、次のいずれかに該当する場合は、入札に参加することができません。

- (1) 法人
- (2) 市税等を滞納している者
- (3) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の3第1項に規定する公有財産に関する事務に従事する和歌山市職員
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に定める者並びに同条第2項各号のいずれかに該当する者で、その事実があった後2年を経過しないもの及びそのものを代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用するもの
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員

3 契約条項を示す期間及び場所

期間 令和6年10月1日（火）から同月16日（水）まで

午前8時30分から午後5時15分まで

場所 和歌山市七番丁23番地 和歌山市役所東庁舎4階 用地課

4 参加申込みの受付

期間 令和6年10月16日（水）から同月17日（木）まで

午前9時00分から午前11時00分まで

場所 和歌山市平井72-1 平井文化会館《平井ふれあいセンター》

5 入札執行の日時及び場所

1に示した物件について、次のとおり入札及び開札を行う。

物件 番号	日 時		場 所
1	令和6年11月26日（火）午前11時00 分		平井文化会館 《平井ふれあいセンター 》 (和歌山市平井72-1)
2	令和6年11月26日（火）午前11時15 分		
3	令和6年11月26日（火）午前11時30 分		

6 入札保証金及び契約保証金に関する事項

入札者は、入札しようとする金額の100分の5以上に相当する額を入札保証金として納付すること。

落札者は、契約締結時までに落札金額の100分の10以上の契約保証金を納付すること。ただし、契約締結時までに落札金額を全額納付する場合契約保証金は不要とする。

7 入札に参加する者に必要な資格のない者のした契約の申込みの効力に関する事項

無効とする。

8 入札に関する条件に違反した契約の申込みの効力に関する事項

無効とする。

9 契約の締結についての議会の議決の要否

否

10 契約書の作成の要否

要

11 郵便による入札書の提出の可否

否

12 その他

詳細は市有地売払い案内による。

(令和6年10月1日揭示済)

和歌山市企業局告示第 3 4 号

水道法（昭和 3 2 年法律第 1 7 7 号）第 1 6 条の 2 第 1 項の規定により和歌山市企業局指定給水装置工事事業者として指定を受けた者を、和歌山市水道事業給水条例施行規程（平成 1 0 年水道局規程第 2 号）第 2 7 条第 1 号の規定により告示する。

令和 6 年 9 月 1 9 日

和歌山市公営企業管理者 瀬 崎 典 男

事業者	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	登録番号
大阪府松原市岡 2 丁目 4 番 2 号 株式会社 Mavericks 代表取締役 平見 健二	株 式 会 社 Mavericks	大阪府松原市岡 2 丁目 4 番 2 2 号	令和 6 年 8 月 2 6 日	第 6 5 1 号

（令和 6 年 9 月 1 9 日 掲 示 済）

和歌山市企業局告示第 35 号

水道法（昭和 32 年法律第 177 号）第 25 条の 3 の 2 の規定により和歌山市企業局指定給水装置工事事業者として指定の更新がされた者を、和歌山市水道事業給水条例施行規程（平成 10 年水道局規程第 2 号）第 27 条第 2 号の規定により告示する。

令和 6 年 9 月 19 日

和歌山市公営企業管理者 瀬崎 典男

事業者	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	登録番号
大阪府堺市東区北野田 968 村上水道株式会社 代表取締役 小松 雄介	村上水道株式会社	大阪府堺市東区北野田 968	平成 28 年 6 月 7 日	第 563 号

(令和 6 年 9 月 19 日 掲示済)